

# 第1章

---

## 計画の基本的事項

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨と目的

世界の食料需給は、人口の増加や途上国の経済発展による所得向上に伴う農産物等の需要増加に加え、バイオ燃料の需要増加、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等の様々な要因によって、ひっ迫する可能性があります。

このような状況の中、EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉や TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉、WTO 農業交渉などの農産物貿易交渉を行っていますが、我が国の農業の未来に少なからず影響を与えることが懸念されています。

こうした中、国においては、農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」を平成 11 年 7 月に制定し、この法律に基づいて平成 12 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しています。

この基本計画は、情勢変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされており、平成 17 年 3 月、平成 22 年 3 月に見直しが行われ、現行の「食料・農業・農村基本計画」が策定されています。さらに平成 25 年 12 月には、農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し政策を展開することとして、プランにおいて示された基本的方向を踏まえ、基本計画の見直しの検討を始めています。

福岡県では、平成 13 年 7 月に「福岡県農業・農村振興条例※」を制定し、この条例に基づいて、平成 14 年 3 月に「福岡県農業振興基本計画」を策定しています。この基本計画は、平成 18 年 6 月及び平成 24 年 3 月に見直しが行われ、経営の安定・県民の力強い指示で県農業・農村を持続的に発展させることを目標に、次の 6 つの方向性のもと具体的な施策を展開することとしています。

- ア ブランド化を通じ県産農産物の競争力を高めます
- イ 多様な流通・消費に対応した生産、販売を推進します
- ウ 若者や女性が活躍する農業経営を推進します
- エ 県民とともに「ふくおかの農業」をつくります
- オ 女性の活躍、地域資源の活用で農業・農村を活性化します
- カ 災害に強い安全・安心な農業・農村をつくります

※「福岡県農業・農村振興条例」は、平成 26 年 12 月に農林水産業の振興施策を一体的に推進するために「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」が施行されたことにより、農業分野に特化されていた「福岡県農業・農村振興条例」は廃止されています。

また、「食料」の分野においては、平成25年3月に策定された「福岡県食育・地産地消推進計画」により、食育と地産地消の推進を図っています。

本市では、国・県の動向を受け、また本市の基幹産業が農業であり、重要な産業の一つとして、持続的な発展が望まれることから、平成25年9月に「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

本計画は、市民、農業者、農業団体、事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにすることを目的とします。

基本計画の策定にあたっては、地域の中核的な農業の担い手や消費者の代表による自由な意見交換の場として「明日の小郡の農業を考える会」（以下「考える会」という。）を開催し、その中で小郡市の食料、農業、農村における現状や将来のあるべき姿、実効性のあるアイデアについて提言をいただきました。

また、条例前文の制定趣旨や条例に掲げる基本的施策、考える会の提言等を踏まえた上で、「小郡市食料・農業・農村政策審議会」で議論を重ね、策定しました。

### 「小郡市食料・農業・農村基本条例」前文より

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

## 小郡市食料・農業・農村基本条例の体系

基本条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、農業者・農業団体・市民・行政の責務や役割及び市が実施する基本的施策などを定めています。

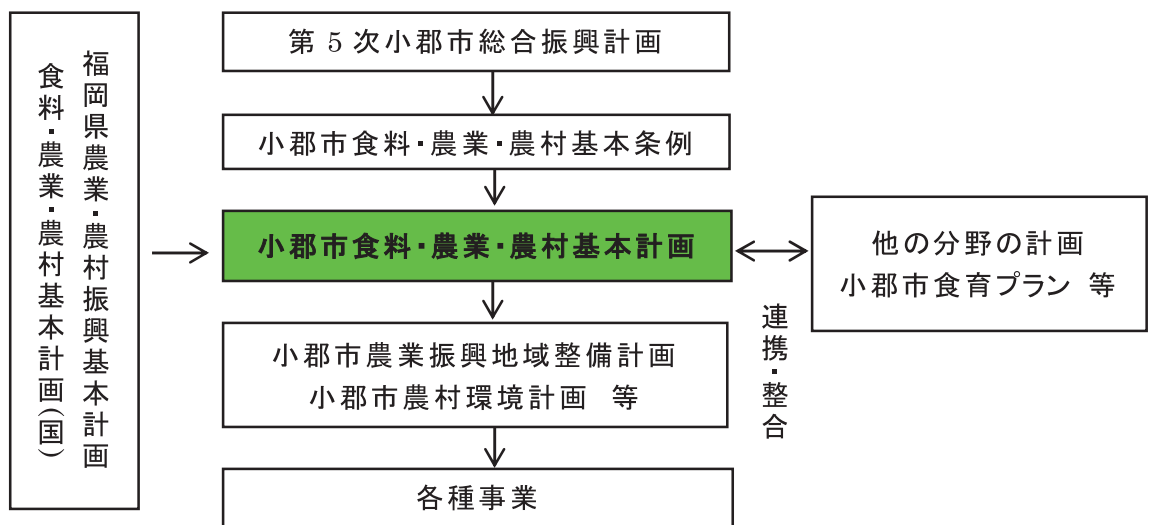


## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「小郡市食料・農業・農村基本条例」に規定された基本的施策を推進するもので、市の最上位計画である「第5次小郡市総合振興計画」の将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を実現するため、農業関係各施策や他の分野の計画等と連携し、食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消費)に規定されている、地産地消促進計画も兼ねた内容としています。

### ■計画の位置付け



## 第3節 計画の期間

計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年次とする10年間とします。

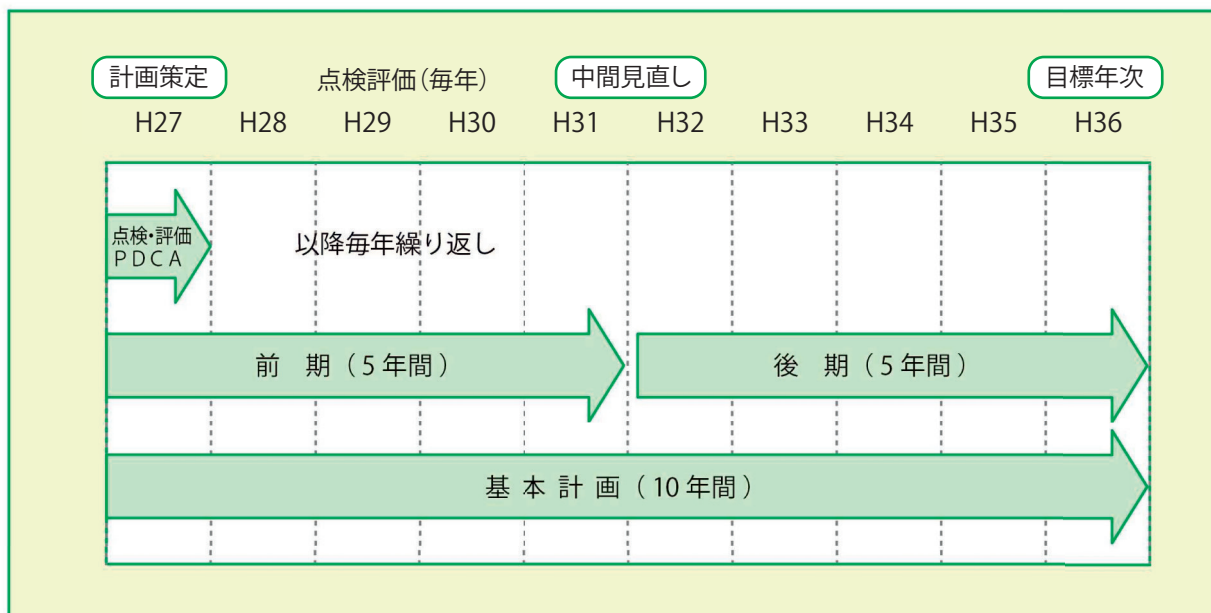
5年後の平成31年度には市民アンケート調査等、データの更新に基づく中間見直しを行います。第5章に示すPDCAサイクルによる毎年の進行管理によって、施策の調整等を行っていきます。

なお、食料・農業・農村を取り巻く諸々の情勢変化や予期しない社会経済状況の変化が生じた場合はこの限りではありませんが、計画期間の終了時には、全面的な改訂を行います。

## 第4節 対象とする地域

計画の対象地域は小郡市全域とします。

## 《計画推進のサイクル》



### ■花立山を望む田園風景

